

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 02) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税 02) (住民税：外 (自動連動)) (地方税)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>農業競争力強化支援法の認定を受けた事業再編計画に記載された事業再編促進設備等を構成する機械装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした場合、当該資産について5年間40% (建物及びその附属設備並びに構築物は45%) を割増償却。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、適用期限を令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>・租税特別措置法</p> <p>【所得税】</p> <p>第13条</p> <p>【法人税】</p> <p>第46条</p> <p>旧第68条の33 (令和4年3月31日まで)</p> <p style="padding-left: 2em;">：令和2年度税制改正における法人税法の一部改正により廃止 (令和4年4月1日施行)</p>
5	担当部局		農林水産省 農産局 技術普及課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和4年5月～8月 分析対象期間：平成29年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯		平成29年度 創設 平成31年度 延長 令和2年度 対象業種に「農業資材 (肥料・農薬・配合飼料・農業機械) の卸売・小売事業」を追加 令和3年度 延長
8	適用又は延長期間		令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国農業を将来にわたって持続的に発展させるため、農業構造改革を推進する一方で、農業の更なる成長を目指すためには、農業者に良質で低廉な農業資材が供給されることや、農産物の品質等が適切に評価された上で効率的に流通・加工が行われること等、農業者の努力では解決できない構造的な問題に対処することが必要不可欠である。</p> <p>このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、国の責務や国が講ずべき施策等を明確化し、良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化の実現を図ることによって、農業の競争力の強化の取組を支援していくため、国が農業資材事業及び農産物流通等事業について、規制や規格の見直しをはじめとする事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための事業再編又は事業参入の促進、さらには、農業資材の調達先や農産物の出荷先を比較して選択する際の価格等の情報を入手し易くする措置等を講ずることとし、これらを内容とする「農業競争力強化支援法」が、平成29年5月19日に可決・成立し、同年8月1日より施行された。</p> <p>農業競争力強化支援法第16条第2項において、「政府は、おおむね5年ごとに、（中略）良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされており、また、同法附則により、「最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うものとする」とされている。このため、小規模で後継者不足が顕在化している農業資材の卸売・小売業の合理化を後押しする観点から、事業再編及び事業参入の対象業種を追加する改正省令を令和2年4月1日に施行した。</p> <p>本法律に基づき、農業生産関連事業者において事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化といった農業者の努力だけでは実現できない構造的な課題を解決するための施策を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>「農業競争力強化支援法」（抜粋） （平成29年5月19日法律第35号）</p> <p>第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定</p>
---	------	--------------	--

		<p>め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2022」 (令和4年6月7日閣議決定)</p> <p>第3章 内外の環境変化への対応</p> <p>(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 我が国の食料・農林水産業が輸入に大きく依存してきた中で、世界の食料需給等を巡るリスクが顕在化していることを踏まえ、生産資材の安定確保、国産の飼料や小麦、米粉等の生産・需要拡大、食品原材料や木材の国産への転換等を図るとともに、肥料価格急騰への対策の構築等の検討を進める。今後のリスクを検証し、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策の構築に着手し、食料自給率の向上を含め食料安全保障の強化を図る。</p>																		
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ① 新たな価値の創出による需要の開拓 ⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>																		
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農業競争力強化支援法に基づく良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図るための施策の一環として、事業再編を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する。</p> <p>設備投資や事業再編による農業資材の供給体制の合理化を進めることにより、資材価格の維持・低減を図ることとし、令和6年度までに資材費を2.5%低減させる。</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1" data-bbox="595 1877 1409 1993"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>▲1.7</td> <td>▲1.9</td> <td>▲2.1</td> <td>▲2.3</td> <td>▲2.5</td> <td>▲2.5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度												
目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5												

		<p>※ 本事前評価は平成 30 年度実施分から作成しているため、平成 29 年度、30 年度の目標は設定していない。</p> <p>【（目標の基準値及びその内訳）】 平成 28 年産米における 10a 当たりの資材費 18,719 円</p> <p>肥料費 9,313 円 + 農業薬剤費 7,464 円 + その他諸材料費 1,942 円 = 18,719 円 (農林水産省「農業経営統計調査 平成 28 年産米生産費」より)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【測定指標】 設備投資や事業再編による経営の合理化に伴う資材価格への反映として米 10a 当たりの資材費</p> <p>【達成目標実現による寄与】 農業資材にかかる経営の合理化が図られることにより、生産量の増加、収益力の向上、製造コストの低減等へとつながり、それが資材価格へと反映され、資材費の低減が期待される。また、これにより、農業者のコスト負担が減少するため、経営の安定に寄与する。</p> <p>現時点で、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は 2 件あり、このうちひとつの計画では、</p> <p>ア 新たな設備投資により工場稼働率の向上 目標：平成 29 年度 70% に対し令和元年度 100% 実績：令和元年度 95%</p> <p>イ 作業の省力化を可能とする生産資材の販売を拡大 目標：平成 29 年度比 12% 増加 実績：平成 29 年度比 4.9% 増加</p> <p>を達成。これらの取組が農業者の施肥量及び施肥作業の省力化、生産コスト削減につながっていくと考えている。</p>																		
10 有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">単位:件</p> <table border="1" data-bbox="595 1547 1401 1697"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 29 年度 (実績)</th> <th>平成 30 年度 (実績)</th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2 年度 (実績)</th> <th>令和 3 年度 (実績)</th> <th>令和 4 年度 (見込)</th> <th>令和 5 年度 (見込)</th> <th>令和 6 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>33</td> <td>56</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。 ※ 法人税、法人住民税及び法人事業税の適用数は同一。 ※ 平成 29 年度から令和 2 年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）に記載されている適用数と事業者から提出された実施状況報告書に基づく報告数が異なることから、適用実態を反映させるため、事業者からの報告数を用いた。</p>	項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度 (見込)	適用数	1	5	5	5	7	33	56	79
項目	平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度 (見込)	令和 5 年度 (見込)	令和 6 年度 (見込)												
適用数	1	5	5	5	7	33	56	79												

※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者からの実績報告。

※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。

※ 別添1参照。

事業者から提出された実施状況報告書に基づく適用数と前回評価時の見込とのかい離は、新型コロナの影響による業績不振やその収束が見通せない先行き不安から、設備投資の判断が難しい状況にあるためと考えられる。

業界再編を進める上では、設備投資のための多額の資金調達が必要であり、本特例措置により設備投資後のキャッシュフローが改善されれば、事業者はその分を農業者の生産コスト縮減に資する資材等の生産、販売の拡大等に振り向けることが可能となり、農業者の生産性向上につながる資材が多く生産されるようになることから、達成目標の実現に有効な手段であると考えている。

② 適用額

単位:百万円

項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4
法人住民税	0	15.7	23.4	23.2	27.4	303.0	422.7	542.3
法人事業税	0	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4

※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。

※ 平成29年度から令和2年度の法人税及び法人事業税の適用額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会報告、第201回国会報告、第204回国会報告、第208回国会報告）に記載されている適用数と事業者からの実績報告が異なることから、事業者から提出された実施状況報告書から算出。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。法人住民税の適用額は、法人税適用額をもとに算出。

※ 令和3年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者から提出された実施状況報告書による。

※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。

※ 別添 1 参照。

本特例措置は、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者を対象としており、法制定時から対象となっている飲食料品製造事業、飲食料品卸売・小売事業、肥料・農薬・配合飼料製造事業に加え、令和 2 年 4 月より、肥料・農薬配合飼料・農業機械卸売・小売事業を追加した。このため、特定の者に偏った利用とはならないと考えられる。

③ 減収額

単位:百万円

項目	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (実績)	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税	0	15.7	23.4	23.1	27.4	303.1	422.7	542.3
法人住民税	0	2.0	1.6	1.6	1.9	21.2	29.6	38.0
法人事業税	0	7.0	4.8	4.4	5.9	94.2	131.4	168.6
減収額 計	0.0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8

※ 農林水産省 農産局 技術普及課調べ。

※ 平成 29 年度から令和 2 年度の法人税減収額は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 198 回国会報告、第 201 回国会報告、第 204 回国会報告、第 208 回国会報告）に記載されている適用数と事業者からの実績報告が異なることから、事業者から提出された実施状況報告書による。法人住民税及び法人事業税は、法人税減収額をもとに算出。

※ 令和 3 年度の適用数は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告がまだ行われていないため、事業者からの実績報告から算出。

※ 令和 4 年度～令和 6 年度の減収額は、農業生産関連事業者による農業資材等に関する事業再編・参入の取組を推進するため、関係団体や事業者へのヒアリング、相談対応を行っているところであり、これら推進活動における各事業者からの聞き取りによる活用見込み等をもとに推計。

※ 別添 1 参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【達成目標、実績、達成率】

単位: %

項目	平成 29年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標	—	—	▲1.7	▲1.9	▲2.1	▲2.3	▲2.5	▲2.5
実績	▲1.62	▲1.50	+0.28	+0.30	▲0.63			
達成率			0	0	30			

※ 本事前評価は平成 30 年度実施分から作成しているため、平成 29 年度、30 年度の目標は設定していない。

農業競争力強化支援法の施行は平成 29 年 8 月 1 日であるが、

平成 29 年には 5 件、平成 30 年度には 11 件、令和元年度には 7 件、2 年度には 6 件、3 年度には 5 件の事業再編計画の認定が行われ、新たな設備投資や事業再編が進められているところであり、事業者の経営体質の強化に効果を上げている。また、現在も複数件の相談を受けており、令和 4 年度以降も本特例措置の活用が見込まれている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

前回評価時（令和 2 年 8 月評価）からの目標として「平成 28 年産米における 10a 当たりの資材費を令和 5 年度までに 2.5%低減する。」こととしており、令和 2 年度実績としては、0.3%の増加となっている（※4 及び※6）。

令和 5 年までに資材費を 2.5%低減（対平成 28 年比）させるという目標に対し、平成 30 年までに 1.5%低減しているが、令和元年から 5 年間では、新たな設備投資や事業再編により、事業者における農業資材の供給体制の合理化が進むことで、残りの 1.0%が低減していくと考えており、年度ごとの目標値は便宜的に令和元年から令和 5 年まで、毎年同率の低減率としている。

令和 3 年度においては、対象となる事業全体で約 600 億円の設備投資が見込まれていたものの、事業者の経営環境の変化等により計画年度どおりの活用とはならず、当初よりも遅れがみられているが、計画期間内での活用は見込まれる状況であり、事業者の生産能力が向上し、農業者への安定供給や資材費の低減に繋がるものと考えられる。

なお、農業競争力強化支援法の認定計画のうち終了した計画は現時点で 2 件あり、当該事業者からは、「本特例措置は設備投資直後の資金繰りの改善に役立ち、新工場による生産活動を軌道に乗せることができた。」との報告を受けた。現在、本特例措置を活用中の事業者からも同様に、「本特例措置が事業再編のインセンティブとなった。」との報告を受けており、本特例措置が農業生産関連事業者における設備投資の推進に大きく寄与している。

※ 1 平成 29 年度の資材低減実績

平成 29 年度実績（単年度）▲1.62%

$(18,415 \text{ 円}/10\text{a} (29 \text{ 年度資材費} * 3) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \text{▲}1.62\%$ （増減率）

※ 2 平成 30 年度の資材低減実績

平成 30 年度実績（単年度）▲1.50%

$(18,439 \text{ 円}/10\text{a} (30 \text{ 年度資材費} * 4) \div 18,719 \text{ 円}/10\text{a} (28 \text{ 年度資材費} * 2)) - 1 = \text{▲}1.50\%$ （増減率）

※ 3 令和元年度の資材低減実績

令和元年度実績（単年度）+0.28%

(18,772 円/10a (元年度資材費 * 5) ÷ 18,719 円/10a (28 年度資材費 * 2)) - 1 = 0.28% (増減率)

※4 令和2年度の資材費低減実績

令和2年度実績 (単年度) +0.30%

(18,776 円/10a (2 年度資材費 * 6) ÷ 18,719 円/10a (28 年度資材費 * 2)) - 1 = 0.30% (増減率)

※5 令和3年度の資材費低減見込

令和3年度見込 (単年度) ▲0.63%

((18,415 円/10a (29 年度資材費 * 3) + (18,439 円/10a (30 年度資材費 * 4) + (18,772 円/10a (元年度資材費 * 5) + (18,776 円/10a (2 年度資材費 * 6)) ÷ 4 ÷ 18,719 円/10a (28 年度資材費 * 2)) - 1 = ▲0.63% (増減率)

※6 農業競争力強化支援法により設備投資や業界再編を進め、農業資材の供給体制の合理化を図ることにより、令和5年度までに10a当たり資材費を2.5%低減させる。

(平成25年度資材費 * 18,875 円/10a → 平成28年度資材費 18,719 円/10a (低減率▲0.8%)。本割合での概ね2倍の低減 (▲0.8% × 5/3 × 2 = ▲2.5%) を目指す。)

*1 25年度資材費

肥料費 9,500 円/10a + 農業薬剤費 7,555 円/10a + その他諸材料費 1,820 円/10a = 18,875 円/10a

*2 28年度資材費

肥料費 9,313 円/10a + 農業薬剤費 7,464 円/10a + その他諸材料費 1,942 円/10a = 18,719 円/10a

*3 29年度資材費

肥料費 8,872 円/10a + 農業薬剤費 7,639 円/10a + その他諸材料費 1,904 円/10a = 18,415 円/10a

*4 30年度資材費

肥料費 8,942 円/10a + 農業薬剤費 7,570 円/10a + その他諸材料費 1,927 円/10a = 18,439 円/10a

*5 元年度資材費

肥料費 9,065 円/10a + 農業薬剤費 7,670 円/10a + その他諸材料費 1,987 円/10a = 18,772 円/10a

*6 2年度資材費

肥料費 9,030 円/10a + 農業薬剤費 7,774 円/10a + その他諸材料費 1,972 円/10a = 18,776 円/10a

(いずれも農林水産省「農業経営統計調査における米生産費調査」結果より)

本特例措置は、農業競争力強化支援法による認定事業再編計画に基づく取組が対象となっており、上記のとおり、設備投資や事業再編のインセンティブとなるものであることから、本特例措置を延長し、農業者の努力だけでは解決できない農業資材価格の引き下げ等という構造的な課題の解決に向けた取組に対し支援を行い、農業競争力の強化の加速を図ることが重要である。

法施行後の運用初期においては、各事業者において制度の理解醸成や具体的な取組内容の検討に時間を要していたが、その後、事業者の理解も進み、各業界からの問い合わせも増えてきている状況である。一方で、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上、設備投資等が落ち込み、事業再編に向けた経営判断が難しい中、本特例措置について、継続的に講ずることで我が国農業生産関連事業者の戦略的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力の強化を推進していく必要がある。

仮に本特例措置が延長されない場合、経営環境の厳しい農業資材の販売業者が多い中で、設備投資や事業再編の意欲が減退し、良質で低廉な農業資材の供給等が阻害され、農業の競争力強化に支障をきたすこととなる。

⑤ 税収減を是認する理由等

これまでに農業競争力強化支援法の計画申請があったもののうち約半数で本特例措置が活用されることとなっており、設備投資のための有効な措置として機能している。

また、本特例措置の適用件数（減収額）に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。

<経済波及効果の試算>

平成29年度については、6.3百万円（設備の取得価額）を設備投資額とし、その8割（寄与率）の5百万円を投資額とした上で、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。

（平成30年度以降についても、同様に算出。）

単位:百万円

項目	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)
減収額	0	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8
投資額	5	1,665	1,647	1,665	2,234	26,819	30,379	33,939
経済波及効果	4	1,443	1,427	1,443	1,987	25,105	28,412	31,718

			<p>※ 経済波及効果の算出には、「平成 27 年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98 部門）を使用。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添 2 参照。</p> <p>※ 寄与度について、本特例措置の適用を受けた事業者及び活用を計画している認定事業者に聞き取りを行ったところ、税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果として約 8 割の企業で投資判断を後押ししたとの回答があったため、寄与率を 8 割と仮定して効果を算出した。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置については、農業生産関連事業者が事業の再編等により経営体質の強化を図り、良質で低廉な農業資材の供給等を実現できるようにしていくために、事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農業資材及び農産物流通等の業界における企業経営をみると、一般的に利益率が低く資金繰りが厳しい状況であるとともに、国内需要が頭打ちの状況にあることから、設備投資に踏み切れず設備の老朽化が進み、結果として事業再編が進まない状況にある。</p> <p>また、農業関連事業には、多くの生産資材や農産品目がある中、これらに関連する各事業者の資金状況や需給状況などにより設備投資は左右される。</p> <p>こうした業界の事業再編を進めていく上では、特に資金面での対応が重要であり、設備投資の際のキャッシュフローの改善に寄与する措置が必要であることから、適用条件が一般的な設備の取得であって、対象者を特定しない税制措置が支援措置として妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本特例措置のほか、認定事業者は、日本政策金融公庫による融資や中小企業基盤機構による債務保証を受けることも可能であり、認定事業者が事業再編計画の取組に必要な支援措置を選択することとなる。</p> <p>なお、本特例措置は事業再編に必要な機械・設備等を導入した場合を対象としており、企業のキャッシュフロー改善に寄与するものである。一方、日本政策金融公庫による融資や、中小企業基盤機構による債務保証は新たな設備導入の一助となるが、あくまで資金の借入を容易にするものであり、本特例措置とは目的が異なるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業者への良質で低廉な農業資材の供給等に繋がる農業生産関連事業者の事業再編を支援することは、農業の競争力の強化に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献するため。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 8 月（農水 02）

○減税見込額積算資料

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用実績

農業競争力強化支援法の施行が平成 29 年 8 月 1 日のため、28 年度までは実績なし。

(平成 29 年度実績)

- ①対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：1 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③減収額：15 千円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

○法人住民税

9.7 千円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 1.3 千円

○法人事業税

42 千円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 2.8 千円 (所得割減収額)
2.8 千円 × 43.2% (地方法人特別税税率 (非外形)) = 1.2 千円 (地方法人特別税減収額)
合計 4 千円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(平成 30 年度実績)

- ①対象者数：94,176 (事業再編対象事業者数)
- ②適用件数：5 (事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告)
- ③減収額：24.7 百万円 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

○法人住民税

15.7 百万円 (法人税減収額) × 12.9% (税率) = 2 百万円

○法人事業税 (外形)

67 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.9% (税率) = 1.3 百万円 (所得割減収額)
1.3 百万円 × 414.2% (地方法人特別税税率) = 5.3 百万円 (地方法人特別税減収額)
67 百万円 × 0.61% (付加価値割減税率) = 0.4 百万円 (付加価値割減収額)
合計 7 百万円

○法人事業税 (非外形)

0.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 6.7% (税率) = 0.03 百万円 (所得割減収額)
0.03 百万円 × 43.2% (地方法人特別税税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)
合計 0.05 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和元年度実績)

①対象者数：94,143 (事業再編対象事業者数)

②適用件数：5 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

③減収額：29.9 百万円

○法人住民税

23.4 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 1.6 百万円

○法人事業税 (外形)

100.6 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.0% (税率) = 1 百万円 (所得割減収額)

1 百万円 × 260% (地方法人特別税税率) = 2.6 百万円 (地方法人特別税減収額)

100.6 百万円 × 1.2% (付加価値割税率) = 1.2 百万円 (付加価値割減収額)

合計 4.8 百万円

○法人事業税 (非外形)

0.4 百万円 (割増償却による所得減収額) × 7.0% (税率) = 0.02 百万円 (所得割減収額)

0.02 百万円 × 37.0% (地方法人特別税税率) = 0.01 百万円 (地方法人特別税減収額)

合計 0.03 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和2年度実績)

①対象者数：101,207 (事業再編対象事業者数)

②適用件数：5 (法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。)

③減収額：29.1 百万円

○法人住民税

23.1 百万円 (法人税減収額) × 7% (税率) = 1.6 百万円

○法人事業税 (外形)

99.5 百万円 (割増償却による所得減収額) × 1.0% (税率) = 1 百万円 (所得割減収額)

1 百万円 × 260% (特別法人事業税税率) = 2.6 百万円 (特別法人事業税減収額)

99.5 百万円 × 0.8% (付加価値割税率) = 0.8 百万円 (付加価値割減収額)

合計 4.4 百万円

○法人事業税 (非外形)

0.3 百万円 (割増償却による所得減収額) × 7.0% (税率) = 0.02 百万円 (所得割減収額)

0.02 百万円 × 37.0% (特別法人事業税税率) = 0.01 百万円 (特別法人事業税減収額)

合計 0.03 百万円

※ 法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和3年度実績)

①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）

②適用件数：9（法人税減収額は、事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告。
法人住民税及び法人事業税は下記の算出のとおり。）

③減収額：35.2百万円

○法人住民税

27.4百万円（法人税減収額）×7%（税率）=1.9百万円

○法人事業税（外形）

101.0百万円（割増償却による所得減収額）×1.0%（税率）=1百万円（所得割減収額）

1百万円×260%（特別法人事業税税率）=2.6百万円（特別法人事業税減収額）

101.0百万円×0.7%（付加価値割税率）=0.7百万円（付加価値割減収額）

合計 4.3百万円

○法人事業税（非外形）

16.9百万円（割増償却による所得減収額）×7.0%（税率）=1.2百万円（所得割減収額）

1.2百万円×37.0%（特別法人事業税税率）=0.4百万円（特別法人事業税減収額）

合計 1.6百万円

※法人税減収額及び割増償却による所得減収額については、事業者からの実績報告による。

(令和4年度推計)

①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）

②適用件数：4年度新規分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）
による聞き取り結果）

3年度までの継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）

③減収額：418.5百万円

a 4年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

2,409百万円（取得額）×0.027（償却率）×9件=585.4百万円

107百万円（取得額）×0.033（償却率）×2件=7.1百万円

140百万円（取得額）×0.067（償却率）×2件=18.8百万円

100百万円（取得額）×0.100（償却率）×2件=20.0百万円

90百万円（取得額）×0.125（償却率）×2件=22.5百万円

合計=653.7百万円

機械装置

2,637百万円（取得額）×0.1（償却率）×7件=1,845.9百万円

1,275百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=637.5百万円

5百万円（取得額）×0.143（償却率）×1件=0.7百万円

合計=2484.1百万円

b 法人税減収額

4年度新規分

653.7百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%=68.2百万円…A

2,484.1百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%=230.5百万円…B

3年度までの継続分=4.4百万円…C

A+B+C=303.1百万円

○法人住民税

303.1百万円（法人税減収額）×7%（税率）=21.2百万円

○法人事業税

1,306.3百万円（割増償却による所得減収額）×3.4%（税率）=44.4百万円（所得割減収額）

44.4百万円×76.8%（特別法人事業税税率）=34.1百万円（特別法人事業税減収額）

1,306.3百万円×1.2%（付加価値割税率）=15.1百万円（付加価値割減収額）

合計 94.2百万円

※ 割増償却による所得減収額については、平成30年度から令和4年度までの合計

（令和5年度推計）

①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）

②適用件数：5年度新規分 23（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

4年度からの継続分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

3年度までの継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）

③減収額：583.7百万円

a 5年度新規分に係る普通償却限度額

建物、建物附属設備、構築物

422百万円（取得額）×0.027（償却率）×5件=57.0百万円

107百万円（取得額）×0.033（償却率）×2件=7.1百万円

128百万円（取得額）×0.067（償却率）×5件=42.9百万円

93百万円（取得額）×0.1（償却率）×3件=28.0百万円

47百万円（取得額）×0.125（償却率）×3件=17.5百万円

合計=152.4百万円

機械装置

1,857百万円（取得額）×0.1（償却率）×1件=185.7百万円

1,863百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=931.3百万円

合計=1,116.9百万円

b 法人税減収額

5年度新規分

152.4百万円（普通償却額）×45%（割増償却率）×23.2%=15.9百万円…A

1,116.9百万円（普通償却額）×40%（割増償却率）×23.2%=103.7百万円…B

4年度からの継続分=298.8百万円…C

3年度までの継続分=4.4百万円…D

A+B+C+D=422.7百万円

○法人住民税

422.7百万円（法人税減収額）×7%（税率）=29.6百万円

○法人事業税

1,822.0百万円（割増償却による所得減収額）×3.4%（税率）=61.9百万円（所得割減収額）

61.9百万円×76.8%（特別法人事業税税率）=47.6百万円（特別法人事業税減収額）

1,822.0百万円×1.2%（付加価値割減率）=21.9百万円（付加価値割減収額）

合計 131.4百万円

※ 割増償却による所得減収額については、令和元年度から令和5年度までの合計

（令和6年度推計）

①対象者数：101,116（事業再編対象事業者数）

②適用件数：6年度新規分 23（令和5年度推計値と同様）

5年度からの継続分 23（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等
（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

4年度からの継続分 29（認定事業再編計画や対象事業者とのヒアリング等
（導入設備や投資額）による聞き取り結果）

3年度の継続分 4（事業再編計画の認定を受けた事業者からの実績報告）

③減収額：748.8百万円

a 法人税減収額

6年度新規分 =119.6百万円…A

5年度からの継続分=119.6百万円…B

4年度からの継続分=298.8百万円…C

2～3年度までの継続分=4.4百万円…D

A+B+C+D=542.3百万円

○法人住民税

542.3百万円（法人税減収額）×7%（税率）=38百万円

○法人事業税

2,337.4百万円（割増償却による所得減収額）×3.4%（税率）=79.5百万円（所得割減収額）

79.5 百万円×76.8%（地方法人特別税税率）＝61.0 百万円（地方法人特別税減収額）

2,337.4 百万円×1.2%（付加価値割税率）＝28.0 百万円（付加価値割減収額）

合計 168.6 百万円

※割増償却による所得減収額については、令和2年度から令和6年度までの合計

※償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

※適用件数について、1件の工場で複数（建屋や附属設備等）の割増償却が活用された（される）場合などは一式（1件）として整理。

2. 適用実績及び適用見込み

単位：件、百万円

	平成 29年度 実績	平成 30年度 実績	令和 元年度 実績	令和 2年度 実績	令和 3年度 実績	令和 4年度 見込	令和 5年度 見込	令和 6年度 見込
適用数	1	5	5	5	9	33	56	79
適用額	0.04	67.5	100.9	99.8	117.9	1,306.0	1,822.0	2,337.4
減収額合計	0.015	24.7	29.9	29.1	35.2	418.5	583.7	748.8

将来の適用数及び減収額（令和2年度、令和3年度及び令和4年度の法人税）の算定根拠（計算に用いた数値の出典）について

（令和4年度減収額）

○建物、建物附属設備、構築物

2,409百万円（取得額）×0.027（償却率）×9件=585.4百万円

107百万円（取得額）×0.033（償却率）×2件=7.1百万円

140百万円（取得額）×0.067（償却率）×2件=18.8百万円

100百万円（取得額）×0.100（償却率）×2件=20.0百万円

90百万円（取得額）×0.125（償却率）×2件=22.5百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数38年の建物・建物附属設備（9件）

1,100百万円+1,500百万円+700百万円+6,500百万円+6,500百万円+125百万円+125百万円
+150百万円+4,980百万円=21,680百万円

21,680百万円÷13件=2,409百万円（1件当たり取得額）

- ・耐用年数31年の建物・建物附属設備（2件）

107百万円+107百万円=214百万円

214百万円÷2件=107百万円（1件当たり取得額）

- ・耐用年数15年の建物附属設備（2件）

140百万円+140百万円=280百万円

280百万円÷2件=140百万円（1件当たり取得額）

- ・耐用年数10年の構築物（2件）

100百万円+100百万円=200百万円

200百万円÷2件=100百万円（1件当たり取得額）

- ・耐用年数8年の建物附属設備（2件）

90百万円+90百万円=180百万円

180百万円÷2件=90百万円（1件当たり取得額）

○機械装置

2,637百万円（取得額）×0.1（償却率）×7件=1,845.9百万円

1,275百万円（取得額）×0.125（償却率）×4件=637.5百万円

5百万円（取得額）×0.143（償却率）×1件=0.7百万円

・上記の内訳

- ・耐用年数10年の機械装置（7件）

704百万円+20百万円+3,000百万円+165百万円+4,500百万円+4,500百万円+5,570百万円
=18,459百万円

18,459百万円÷7件=2,637百万円

- ・耐用年数8年の機械装置（4件）

1,275百万円+1,275百万円+1,275百万円+1,275百万円=5,100百万円

5,100百万円÷4件=1,275百万円

- ・耐用年数7年の機械装置（1件）

5百万円

(令和5年度及び令和6年度減収額)

○建物、建物附属設備、構築物

422 百万円 (取得額) × 0.027 (償却率) × 5 件 = 57.0 百万円

107 百万円 (取得額) × 0.033 (償却率) × 2 件 = 7.1 百万円

128 百万円 (取得額) × 0.067 (償却率) × 5 件 = 42.9 百万円

93 百万円 (取得額) × 0.1 (償却率) × 3 件 = 28.0 百万円

47 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 3 件 = 17.5 百万円

・ 上記の内訳

- ・ 耐用年数 38 年の建物・建物附属設備 (5 件)

113 百万円 + 113 百万円 + 113 百万円 + 113 百万円 + 1,660 百万円 = 2,110 百万円

2,110 百万円 ÷ 5 件 = 422 百万円 (1 件当たり取得額)

- ・ 耐用年数 31 年の建物・建物附属設備 (2 件)

107 百万円 + 107 百万円 = 214 百万円

214 百万円 ÷ 2 件 = 107 百万円 (1 件当たり取得額)

- ・ 耐用年数 15 年の建物 (5 件)

60 百万円 + 145 百万円 + 145 百万円 + 145 百万円 + 145 百万円 = 640 百万円

640 百万円 ÷ 5 件 = 128 百万円 (1 件当たり取得額)

- ・ 耐用年数 10 年の建物 (3 件)

93 百万円 + 93 百万円 + 93 百万円 = 280 百万円

280 百万円 ÷ 3 件 = 93 百万円 (1 件当たり取得額)

- ・ 耐用年数 8 年の建物附属設備 (3 件)

47 百万円 + 47 百万円 + 47 百万円 = 140 百万円

140 百万円 ÷ 3 件 = 47 百万円 (1 件当たり取得額)

○機械装置

1,857 百万円 (取得額) × 0.100 (償却率) × 1 件 = 185.7 百万円

1,863 百万円 (取得額) × 0.125 (償却率) × 4 件 = 931.3 百万円

・ 上記の内訳

- ・ 耐用年数 10 年の機械装置 (1 件)

1,857 百万円

- ・ 耐用年数 8 年の機械装置 (4 件)

1,863 百万円 + 1,863 百万円 + 1,863 百万円 + 1,863 百万円 = 7,450 百万円

7,450 百万円 ÷ 4 件 = 1,863 百万円 (1 件当たり取得額)

※1 対象設備及び取得額は、当該税制の活用を検討している事業者からの事前相談やヒアリング等による聞き取り。

※2 いずれについても、償却方法は定額法にて試算。

償却率は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第8による。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
平成30年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和元年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和2年度	生活関連産業用機械 (5)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (115)
令和3年度	生活関連産業用機械 (246)	その他の機械 (1,545)	建築・建設補修 (443)
令和4年度	生活関連産業用機械 (6,957)	その他の機械 (7,025)	建築・建設補修 (12,837)
令和5年度	生活関連産業用機械 (7,005)	その他の機械 (8,757)	建築・建設補修 (14,617)
令和6年度	生活関連産業用機械 (7,053)	その他の機械 (10,489)	建築・建設補修 (16,397)